

各国公貸権概要<sup>i</sup>

2021年1月21日 稲垣行子

中央大学日本比較法研究所嘱託研究所員

オーストラリア（英国連邦王国<sup>ii</sup>。以下、英国連王）

導入年	1974年プログラムにて導入。
根拠法	公貸権法（1985）。Public Lending Right Act 1985. <a href="https://www.legislation.gov.au/PublicLendingRightScheme2016">Public Lending Right Scheme 2016 (legislation.gov.au)</a>
算出方法	蔵書数に基づき算出
市民権の有無	自国民。オーストラリアに居住する市民権のない者
言語の要件	—
対象資料	販売されている ISBN が付された書籍で、5人以内の著者のもの。
受給対象者	著作者、イラストレーター、出版者。
管理機関	政府機関( <a href="https://www.arts.gov.au/funding-and-support/lending-rights">https://www.arts.gov.au/funding-and-support/lending-rights</a> )
対象図書館	公立および学校図書館

オーストリア（EU加盟国。以下、EU）

導入年	1977年
根拠法	著作権法（1993）。1977年よりプログラム開始。 Bundesrecht über das Urheberrecht an Werken der Literatur der Kunst und über verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgesetz). StF:BGBl.Nr. 111/1936 （文学・美術品及び関連する権利に関する連邦法） <a href="https://www.bka.gv.at/RIS-Urheberrechtsgesetz-Bundesrecht-konsolidiert-Fassung-vom-18.01.2021">RIS - Urheberrechtsgesetz - Bundesrecht konsolidiert, Fassung vom 18.01.2021 (bka.gv.at)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。基金の26%は、「社会的文化的目的」に使われる。
市民権の有無	オーストリアおよびEUの国民。オーストリアに永住している者。
言語の要件	—
対象資料	文学作品で、貸し出された書籍、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル作品。
受給対象者	著作者、翻訳家および出版者。
管理機関	募金団体リテラ・メチャナ Literar Mechana. <a href="https://www.literar.at/">https://www.literar.at/</a>
対象図書館	公立および科学図書館。

ベルギー (EU)

導入年	1994 年
根拠法	著作権法 (1994 年) ; 2004 年の勅令による。 Loi relative au droit d'auteur et aux droits voisins. <a href="#">LOI - WET (fgov.be)</a> VEWA (教育科学者協会) 事件の後、2012 年 12 月 13 日に新しい勅令を出した。 <a href="#">KB-openbaar-leenrecht-2012-FR.pdf (reprobel.be)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	不明。
言語の要件	—
対象資料	印刷された作品および、オーディオ・ビジュアル作品。
受給対象者	図書館で貸出された作品の権利者 (著作者、出版者、芸術家、演出家)
管理機関	募金団体リプロベル Reprobel(個々の権利者協会によって報酬を配布) <a href="https://www.reprobel.be/">https://www.reprobel.be/</a>
対象図書館	公立図書館。教育及び科学図書館は制度から免除されている。

カナダ (英国連王)

導入年	1983 年
根拠法	根拠法なし。1986 年に公貸権委員会(PLR Commission)が創設された。 プログラムの冊子 : Canada's Public Lending right Program(Program Design, International Comparisons, and the Impact of Technology) <a href="#">PLRProgramDesign.pdf</a>
算出方法	出版された書籍の表題及び図書館が蔵書している各標題の複製物により算出
市民権の有無	居住地を問わずカナダ国民。カナダの永住権を有する者。
言語の要件	—
対象資料	印刷され、少なくとも 48 頁を有するハウツー本とノン・フィクション作品を除く書籍。2017 年からは、e-book を含むものとする。
受給対象者	著作者、イラストレーター、写真家、編集者、ナレーター、翻訳家。出版者は含まれない。
管理機関	芸術のためのカナダ評議会の下にある公貸権委員会(PLR Commission) <a href="https://canadacouncil.ca/funding/public-lending-right">https://canadacouncil.ca/funding/public-lending-right</a>
対象図書館	公立図書館

クロアチア (EU)

導入年	2003 年
根拠法	著作権法 (2003 年)
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	—
言語の要件	—
対象資料	—
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家。
管理機関	ZAMP(クロアチア作曲家協会) since 2017 <a href="https://www.hds.hr/en/about/croatian-composers-society/">https://www.hds.hr/en/about/croatian-composers-society/</a>
対象図書館	公立図書館

キプロス (EU、英国連邦国。以下英国連)

導入年	2016 年
根拠法	著作権の法律を 2016 年 9 月に改正。
算出方法	認可による (回数とは関連しない)
市民権の有無	—
言語の要件	—
対象資料	印刷された書籍
受給対象者	著作者
管理機関	キプロス作家協会 (Cyprus Writers Union : <a href="http://www.writersunioncy.org">Ενωσ η Λογοτεχνών Κύπρου - Προφί λ (writersunioncy.org)</a> )
対象図書館	—

チェコ (EU)

導入年	2006 年
根拠法	著作権法 2006 年改正
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	チェコ国民と外国人著作者。
言語の要件	—
対象資料	原本に基づいた作品と映像—印刷された作品を伴う資料として、あるいは非商業手段を通して印刷され配布されたもの。
受給対象者	著作者、イラストレーター、写真家、翻訳家、翻案家。
管理機関	募金団体：DILIA：著作者、翻訳家、翻案家( <a href="https://www.dillia.cz/">https://www.dillia.cz/</a> )。 OOA：イラストレーター ( <a href="https://www.ooas.cz">https://www.ooas.cz</a> )。
対象図書館	公立図書館。

デンマーク (EU)

導入年	1946 年
根拠法	1942 年に公立図書館法を改正し、1946 年に施行した。 現在は公貸権法 (1992 年。図書館手数料法と称されている)。 Bekendtgørelse af lov om biblioteksafgift : <a href="#">Retsinformation</a>
算出方法	蔵書数と頁数に基づき算出
市民権の有無	国籍の制限はない。
言語の要件	デンマーク語で書かれた書籍であることが必須。
対象資料	書籍、盲人用に吹込まれた録音書籍、録音されたレコード及び芸術作品。2018 年からは e-book を含むが、法の改正をしないで、現行施策の中で扱う。
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家、芸術家、写真家、脚本家、投稿者。出版者は含まれない。
管理機関	文化庁と官邸局。 電子研究所 DEFF: <a href="#">Denmark's Electronic Research Library (slks.dk)</a>
対象図書館	公立及び学校図書館


エストニア (EU)

導入年	2000 年
根拠法	改定著作権法 (2000 年) 13 条の 3。 <a href="#">Copyright Act – Riigi Teataja</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	エストニアの国民あるいはエストニアの永住権を持つ者。
言語の要件	—
対象資料	書籍とオーディオ・ビジュアル作品。書籍は、最初にエストニアで発行されたことが必須(根拠は著作権法 3 条)。
受給対象者	著作者、翻訳家、編集者、翻案家、イラストレーター。
管理機関	著作者報酬基金：AHF (Authors Remuneration Fund)。 AHF ( <a href="https://www.ahf.ee/">https://www.ahf.ee/</a> ) は、エストニア作家連合、エストニア出版者協会、エストニアデザインチャート協会により 2004 年 1 月に設立された。
対象図書館	公立図書館

フェロー諸島 (加盟している同盟なし。デンマークの自治領)

導入年	1966 年
根拠法	貸出権法 (2001 年) : Act of Lending(2001).
算出方法	蔵書数に基づき算出。
市民権の有無	フェロー諸島国民及びフェロー諸島で著作した著作者。
言語の要件	—
対象資料	フェロー諸島で発行された書籍、オーディオブックと写真。
受給対象者	著作者、翻訳家、イラストレーター、写真家、編集者、脚本家。
管理機関	国立図書館 <a href="https://landsbookasavnid.fo/">https://landsbookasavnid.fo/</a>
対象図書館	国立図書館、公立及び学校図書館。

フィンランド (EU)

導入年	1963 年
根拠法	著作権法 (Act of Grants & Subsidies(1963); 改正著作権法(2007) )。 公貸権制度の立法基盤は、2016 年に改正された著作権集団管理法 19 条。  en20161494 (フィンランド著作権集団法 (別添 1))
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	EEA 諸国に居住している著作者及び権利者。
言語の要件	—
対象資料	図書館により貸し出されている書籍及び著作物。 写真とコンピュータープログラムを除く。
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家、デザイナー、脚本家及び他の権利者 (出版者を除く)。
管理機関	資金提供は、監督するフィンランド文部科学省により 3 つの組織に付与される。3 つの組織は、権利保有者の様々なグループが平等に扱われることを保証するために緊密な協力を行っている。資金の再分配については、組織が相互に合意する責任がある。(PLR - Sanasto より) 著作者を代表 (SANASTO : 2005 年創立) <a href="http://www.sanasto.fi/">http://www.sanasto.fi/</a> 芸術家を代表 (KOPIOSTO) <a href="https://www.kopiosto.fi/">https://www.kopiosto.fi/</a> 脚本家を代表 (TEOSTO) <a href="https://www.teosto.fi/">https://www.teosto.fi/</a>
対象図書館	公立図書館 (これからは教育関連の図書館も含まれるであろう)。

フランス (EU)

導入年	2003 年
根拠法	<p>公貸権法 (2003 年) : 施行は 2005 年。ただし著作権法(Code de la propriété intellectuelle)の中 (Article L133-1~4) に規定されている。</p> <p>公貸権の箇所：  <a href="#">Chapitre III : Rémunération au titre du prêt en bibliothèque (Articles L133-1 à L133-4) - Légifrance (legifrance.gouv.fr)</a></p> <p>著作権法：  <a href="#">Code de la propriété intellectuelle - Légifrance (legifrance.gouv.fr)</a></p>
算出方法	<p>* 第 1 の部分：利用登録者数に応じて支出 (国：法 133 の 3 条 2 項)。          学校図書館 (高校以下の初中等教育の図書館) は算定の基礎から除外。</p> <p>* 第 2 の部分：図書館購入書籍の価格の 6 %          (図書館設置主体：法 133 の 3 条 3 項)</p>
市民権の有無	フランス国民の著作者及び出版者。お互いの国により相互協定のある者
言語の要件	—
対象資料	書籍。ただし、次の項目を除く。学生の教科書、売れ残りの書籍、中古の書籍、1 枚刷りの楽譜、自費出版の書籍・新聞・雑誌など。
受給対象者	著作者、イラストレーター、出版者。
管理機関	<p>第 1 の部分は、著者と出版者の間で等分に分配 (法 133 の 4 条(1))。          第 2 の部分は、全体の半分を超えない。文筆活動及び翻訳を業とする者に補充退職年金として支払われる保険料にあてる (法 133 の 4 条 (2))。</p> <p>書籍の貸出しの上記 2 つの報酬について管理は募金団体 (SOFIA) :  <a href="#">Accueil - La Sofia (la-sofia.org)</a></p> <p>規定の内容及び分配額について：<a href="#">Droit de prêt - Sofia (la-sofia.org)</a>          補充退職年金：<a href="#">Vos cotisations au RAAP - Ircec</a></p>
対象図書館	地方自治体の図書館、各省庁の図書館、大学図書館、企業委員会の図書館など。

ジョージア（加盟している同盟なし）

導入年	—
根拠法	著作権法に貸与と貸出しの規定。
算出方法	書籍の貸出し数。
市民権の有無	—
言語の要件	—
対象資料	学校図書館の書籍の貸出し
受給対象者	著作者
管理機関	ジョージア著作権協会： <a href="https://www.gca.ge/">https://www.gca.ge/</a>
対象図書館	学校図書館

ドイツ（EU）

導入年	1972年
根拠法	著作権法（1972年）：Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgesetz) vom 9. September 1965. <a href="http://www.gesetze-im-internet.de/urhg_nichtamtliches_inhaltsverzeichnis">UrhG - nichtamtliches Inhaltsverzeichnis (gesetze-im-internet.de)</a> 17条（頒布権）、27条（貸与及び貸出しに対する報酬）
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	国籍は問わない。外国の著作者への配布は利用料徴収団体を通じてのみ行われる。
言語の要件	言語も問わない。
対象資料	書籍、オーディオブック、オーディオビジュアル・データ。
受給対象者	著作者、イラストレーター、編集者、翻訳家、出版者。
管理機関	利用料徴収団体は、以下2つ。 * 文芸著作者（VG Wort） <a href="https://www.vgwort.de/">https://www.vgwort.de/</a> VG Wort は、ドイツ特許庁の管理下にある： <a href="http://www.dpma.de">DPMA Deutsches Patent- und Markenamt - Startseite</a> * 美術家（Bild Kunst） <a href="https://www.bildkunst.de/">https://www.bildkunst.de/</a> （図書館の貸出しは有料である）
対象図書館	公立図書館、高等教育図書館など。



グリーンランド（加盟している同盟なし。デンマークの自治領）

導入年	1993 年
根拠法	国立図書館法（1993 年）に含まれている。
算出方法	蔵書数に基づき算出
市民権の有無	—
言語の要件	グリーンランドにおける出版物、又はグリーンランド語に翻訳された出版物。（従って、言語はグリーンランド語が必須となる）
対象資料	32 頁以上の書籍、オーディオボックス。
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家。
管理機関	国立図書館： <a href="https://www.katak.gl/kl">https://www.katak.gl/kl</a>
対象図書館	国立図書館及び他のグリーンランドの図書館。

ハンガリー（EU）

導入年	2008 年
根拠法	1999 年著作権法を改正（2008 年）。配布権の中の 23 条 A。 基金は計上されていたが、2012 年まで利用できなかった。 著作権法：1999. évi LXXVI. törvény a szerzői jogról <a href="#">Sztj. - 1999. évi LXXVI. törvény a szerzői jogról - Hatályos Jogszabályok Gyűjteménye (jogtar.hu)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	ハンガリー国民の著作者及び互恵協定における外国の著作者。
言語の要件	—
対象資料	書籍。
受給対象者	著作者。
管理機関	ハンガリー文芸家募金協会（MISAJE）： <a href="http://www.miszje.hu/">http://www.miszje.hu/</a>
対象図書館	公立図書館

アイスランド (EEA)

導入年	1988 年
根拠法	Authors' Library Fund Act(1988)。2007 年に改正。法律名称も変わる。Literature Fund(etc.) Act No.91/2007 <a href="#">Literature Fund (etc.) Act No. 91/2007 (fakongjian.com)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	アイスランドに居住している者。
言語の要件	アイスランドで書かれた書籍。
対象資料	3 人以上の著者を除く書籍。少なくとも 36 頁以上の書籍（児童書を加えて）。オーディオブック。
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家、脚本家。
管理機関	アイスランド作家連合：Writers' Union of Iceland <a href="#">The Writers' Union of Iceland   Rithöfundasamband Íslands (rsi.is)</a> * 図書館の支払いについて <a href="#">Bókasafnagreiðslur   Rithöfundasamband Íslands (rsi.is)</a>
対象図書館	国立大学図書館、政府により基金援助された公立及び学校並びに協会図書館。

アイルランド (EU)

導入年	2007 年
根拠法	改正著作権法（2007 年）により公貸権が施行された。 2008 年にこの制度を定める規定(S.I.597)が調印され、2013 年に改正された。SI.221/2013 著作権および関連する権利（公的貸与報酬制度）（修正）規則 2013. <a href="#">S.I. No. 221/2013 - Copyright and Related Rights (Public Lending Remuneration Scheme) (Amendment) Regulations 2013. (irishstatutebook.ie)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	アイルランド国民ならどこに居住していても可。EEA 諸国に居住している著作者。
言語の要件	—
対象資料	書籍。
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家、編集者、写真家。
管理機関	図書館協議会の管理する PLR オフィス： <a href="http://www.plr.ie">http://www.plr.ie</a>
対象図書館	公立図書館。

イスラエル（加盟している同盟なし）

導入年	1986年（政府決定による）
根拠法	1986年からプログラムが導入。公貸権法は規定されていない。 PLR International のサイトに記載されているものは、著作者の出版に関する応援するものであって、具体的な公貸権について記載はされていない。 <a href="http://www.icl.org.il/">http://www.icl.org.il/</a> *イスラエルの著作権法では、録音物、録画物及びコンピュータープログラムの貸与には著作権が働くが、その他の貸与には働かない。公貸権の対象となる資料の貸出しには著作権は働かない <sup>iii</sup> 。
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	ヘブライ語又はアラビア語で書いているイスラエルの国民。
言語の要件	ヘブライ語又はアラビア語。
対象資料	書籍。ただしノンフィクションは含まない。
受給対象者	著作者。
管理機関	管理は政府により民間会社に委託されている。
対象図書館	公立図書館。

イタリア（EU）

導入年	2006年
根拠法	公貸権法（2006年） 著作権法： <a href="http://www.altalex.com">Legge sul diritto d'autore 2020 (altalex.com)</a>
算出方法	文化プロジェクトのための基金。 <a href="http://www.fuis.it/">(http://www.fuis.it/)</a> 著作者のための財源が、SIAE を通して FUIS に提供され、社会的及び文化的目的に使用される。直接著作者に報酬を配布しない。 <a href="http://www.fuis.it/">Prestito Bibliotecario – Diritto di Prestito (fuis.it)</a>
市民権の有無	FUIS のメンバーであること。
言語の要件	—
対象資料	印刷された書籍、オーディオブック及び他の A/V 資料。
受給対象者	著作者、出版者及び他の権利者。
管理機関	イタリア・ユニテリアン作家連盟（FUIS）。 <a href="http://www.fuis.it/">FUIS: l'organizzazione più importante degli scrittori italiani</a>
対象図書館	州立及び地方自治体の図書館（学校及び大学図書館は除く）。

ラトビア (EU)

導入年	2006 年
根拠法	著作権法 (2000 年)。 <a href="#">Autortiesību likums (likumi.lv)</a> 効果が表れたのは、2006 年。 公貸権報酬の計算・支払い及び分配の手続きは、2007 年 8 月 21 日の 内閣規則 565 条 (著作権法 19 条 1 条) に準拠している。 <a href="#">Kārtība, kādā aprēķina, izmaksā un sadala atlīdzību par publisko          patapinājumu (likumi.lv)</a>
算出方法	蔵書数に基づき算出
市民権の有無	特別な要求はない。
言語の要件	—
対象資料	書籍、楽譜、レコード、映画。
受給対象者	作家、翻訳家、イラストレーター、脚本家、翻案家・リテラー、作曲 家、映画プロデューサー。
管理機関	ラトビア著作権者協会 (AKKA/LAA)。 <a href="http://www.akka-laa.lv/lv/">http://www.akka-laa.lv/lv/</a> 以下の著作権収集社会法に基づいて運営されている。 <a href="#">Autortiesību kolektīvā pārvaldījuma likums (likumi.lv)</a>
対象図書館	州立図書館 (教育関係の図書館を除く)。

リヒテンシュタイン (EEA)

導入年	1999 年
根拠法	著作権法 (URG 1999 年)。 <a href="#">URG   Lilex - Gesetzesdatenbank des Fürstentum Liechtenstein</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	著作権法に基づく権利者。
言語の要件	—
対象資料	貸し出された文学作品の複製物及び芸術作品、オーディオビジュアルメディア。
受給対象者	著作者 (ジャーナリスト) 及び芸術家 (写真家、イラストレーター)。
管理機関	ProLitteris : 1974 年に設立されたテキストと画像の分野の著者と出版社の共同組合。リヒテンシュタインとスイスの両国で事業を展開している。プロリテリスは、連邦研究所 (IGE) の監督下にある。 <a href="http://prolitteris.ch/">http://prolitteris.ch/</a> * 報酬の配分 : <a href="#">Verteilung der Vergütungen – ProLitteris</a> * 図書館での資料の貸出し <a href="#">Was macht ProLitteris? – ProLitteris</a>
対象図書館	公衆が利用できる図書館。

リトアニア (EU)

導入年	2002 年
根拠法	著作権法 (1999 年)。効果が生じたのは、2002 年。 <a href="#">VIII-1185 Republic of Lithuania Law on Copyright and Related Rights (lrs.lt)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	リトアニア国民
言語の要件	リトアニアにおいて著作した著作者、リトアニア語に翻訳した翻訳家、イラストレーター。相互協定がされている外国の著作者。
対象資料	書籍。
受給対象者	著作者、イラストレーター、翻訳家。
管理機関	非営利団体 LATG-A <a href="http://www.latga.lt/">http://www.latga.lt/</a> 活動について : <a href="#">Veikla – Asociacija LATGA – autorių teisių bendrija</a>
対象図書館	公立図書館

ルクセンブルグ (EU)

導入年	2001 年
根拠法	著作権法 (2001 年)。条例 2007 年。2018 年改正。 Loi du 25 avril 2018 relative à la gestion collective des droits d'auteur et des droits voisins et l'octroi de licences multiterritoriales de droits sur des œuvres musicales en vue de leur utilisation en ligne dans le marché intérieur et portant modification de la loi modifiée du 18 avril 2001 sur les droits d'auteur, les droits voisins et les bases de données. (2018 年 4 月 25 日の法律、著作権及び関連する権利の集団管理及び内部市場におけるオンライン使用のための音楽作品における権利の多面的な利用権の許諾及び 2001 年 4 月 18 日の法改正に関する著作権及び関連する権利及びデータベースに関連する法律。) <a href="#">WIPO Lex</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	ルクセンブルグの居住者。
言語の要件	—
対象資料	書籍、オーディオ・ビジュアル作品、音楽及び新聞と電子メディア。
受給対象者	作家、イラストレーター、写真家、翻訳家、翻案家。
管理機関	募金団体。LUXORR. <a href="http://www.luxorr.lu/">http://www.luxorr.lu/</a>
対象図書館	教育的科学的図書館は免除されている。15 の公立図書館が他の専門図書館に含まれている。


マルタ (EU、英国連)

導入年	2015 年
根拠法	—
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	マルタでの ISBN コードを有する書籍の貸出し回数に対して支払い可能
言語の要件	—
対象資料	印刷された書籍
受給対象者	作家
管理機関	国立書籍協会： <a href="http://ktieb.org.mt/">http://ktieb.org.mt/</a> (書籍の翻訳・発行や映画などにも支援をしている)  マルタレポート 2019. 2019 年報告書： <a href="#">pdf</a> (68-72 頁に公貸権の支払いが記載) (別添 2)
対象図書館	公立図書館

オランダ (EU)

導入年	1971年より、適正なプログラムにて導入。
根拠法	著作権法 (改正 1988 年及び 1995 年) : Auteurswet1912. 該当条文 : 15 条の c、15 条の d、15 条の e、15 条の f、15 条の g。 <a href="http://wetten.nl - Regeling - Auteurswet - BWBR0001886 (overheid.nl)">wetten.nl - Regeling - Auteurswet - BWBR0001886 (overheid.nl)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	なし。
言語の要件	なし。
対象資料	書籍、オーディオブック、オーディオ・ビジュアル資料、マルチメディア、DVD-Video(台本作者)、雑誌、小冊子、芸術作品、CD-ROM。
受給対象者	作家、イラストレーター、写真家、編集者/脚本家、翻訳家、脚色家、出版者、権利者。
管理機関	公貸権管理の募金団体 : Stichting Leenrecht (working with LIRA) <a href="http://www.leenrecht.nl/">http://www.leenrecht.nl/</a> Leenrecht の役割 : <a href="#">Over Stichting Leenrecht   Leenrecht</a> Leenrecht の具体的な支援内容 : <a href="#">FAQ   Leenrecht</a> (オランダの図書館の貸出しは有料であり、Leenrecht は図書館が徴収した料金を受給対象者に配布している。) (図書館サービスの利用は登録をしないと利用できないものが多い。会員制図書館の伝統を引きずっているiv。) LIRA は、作家、ジャーナリスト、翻訳家の著作権と賠償請求を管理している財団である。 LIRA : <a href="http://www : .lira.nl/">http://www : .lira.nl/</a>
対象図書館	公立図書館(研究機関の図書館は免除される)

ニュージーランド（英国連王）



導入年	1973 年（ニュージーランド著者基金として導入）。 著者基金に代わるものとして、2008 年にニュージーランド著者のための公貸権制度が設立された。
根拠法	Public Lending Right for New Zealand Authors Act 2008 : <a href="#">Public Lending Right for New Zealand Authors Act 2008 No 104, Public Act Contents – New Zealand Legislation</a>  Public Lending Right for New Ze: (別添 3)
算出方法	図書館が保有する作品の複製物数に基づく (支払いを受けるには、国内の図書館に 50 部以上が必要)
市民権の有無	ニュージーランドにおける永住又は、直近 12 か月のうち（連続して）6 か月は、ニュージーランドに居住していることが必須。
言語の要件	—
対象資料	印刷された書籍 * 大人の書籍は、48 頁以上。 * 児童書は少なくとも 24 頁のテキストまたはテキストとイラスト。 * 詩の長さは、少なくとも 24 頁以上。 * 編集者は、編集中の書籍に少なくとも 48 頁以上を寄稿している事。
受給対象者	作家、イラストレーター、編集者。
管理機関	ニュージーランド国立図書館(National Library of New Zealand) * ニュージーランドの著者のための公貸権の概要： <a href="#">Public Lending Right for New Zealand Authors   National Library of New Zealand (natlib.govt.nz)</a> * 支払い統計（ファンドは、2020 年に 240 万ドルに増加した） <a href="#">PLR payment statistics   National Library of New Zealand (natlib.govt.nz)</a> * 2020 年 3 月から、公貸権の見直しを行っている。 見直す項目として、「PLR の政策意図、資金調達、規制、範囲、運用手順」などである。PLR の範囲を検討する一環として、「電子書籍、オーディオブック、学校図書館の除外、マラケシュ条約の影響」などが挙げられている。 <a href="#">Review of the Public Lending Right for New Zealand Authors   National Library of New Zealand (natlib.govt.nz)</a>
対象図書館	すべての図書館



ノルウェー (EEA)

導入年	1947 年
根拠法	公貸権法（1987 年。最初に創設したのは、1947 年。正式名称は図書館報酬法）。 Lov om bibliotekvederag (LOV-1987-05-29-23) 改正(Lov-2018-12-20-120 fira 01.08.2019) : <a href="#">Lov om bibliotekvederlag - Lovdata</a>
算出方法	蔵書数に基づき算出
市民権の有無	—
言語の要件	ノルウェー語又はサミ語で書かれ、ノルウェーで出版された書籍。
対象資料	書籍
受給対象者	ノルウェーで書籍を出版した作家なら誰でも。
管理機関	作家への支払いのための権利者団体に対して PLR 基金を与える政府機関（文化省）。
対象図書館	公立、学校、研究、刑務所の図書館。

ポーランド (EU)

導入年	2015 年
根拠法	改正著作権法（2015 年）。 条文は、4 節の 35 条の 1 から 35 条の 4 まで全部。  Act of 4 February 1994 on Copyright  Act of 15 June 2018 on the Collec (著作権法) (別添 4) (著作権集団管理法) (別添 5) 管理方法： <a href="#">Copyright and related rights - General Information</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	—
言語の要件	ポーランド語で出版された書籍
対象資料	書籍
受給対象者	作家、翻訳家、他の貢献者が基金の 75%、出版者が 25%。
管理機関	Copyright Polska : <a href="http://www.copyrightpolska.pl/">http://www.copyrightpolska.pl/</a> (2002 年に設立) <a href="#">Authors Dept. - SAIW Copyright Poland (copyrightpolska.pl)</a>
対象図書館	公立図書館


スロバキア (EU)

導入年	2015 年
根拠法	<p>新著作権法 (2015 年。改正 2016 年。)</p> <p>Act of 1 July 2015 Copyright Act. 貸与と貸出し (24 条)</p> <p> AZ_eng(スロバキア著作権法2015) .p (別添 6)</p> <p>印刷された作品の公共貸与と、許諾の延長の下の電子貸出しについて。</p>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	—
言語の要件	—
対象資料	文学、戯曲、オーディオビジュアル、写真、美術の作品
受給対象者	著者。
管理機関	<p>募金団体：LITA：<a href="http://www.lita.sk/">http://www.lita.sk/</a></p> <p><a href="#">Verejné vypožičanie — LITA - Autorská spoločnosť</a></p>
対象図書館	公立図書館

スロベニア (EU)

導入年	1995 年
根拠法	<p>著作者の権利法 (1995 年)：Law of Authors' Rights(1995).</p> <p> ZASP_EN_2007 (スロベニア著作権法 (別添 7))</p> <p>1 条 3 項 2 号に Council Directive 92/100/EEC による貸与と貸出しについて規定。36 条に公貸権の規定。</p> <p>スロベニア知的財産法：<a href="#">SIPO: Legislation Slovenia (uil-sipo.si)</a></p>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	スロベニア市民がスロベニアにおいて出版した書籍
言語の要件	スロベニアの市民権とスロベニアでの出版を必須とするので、スロベニア語が必要と思われる。
対象資料	書籍
受給対象者	作家、イラストレーター、翻訳家、作曲家、抒情詩家、映画監督、映画脚本家。
管理機関	Slovenia Book Agency： <a href="#">Slovenian Book Agency - Culture of Slovenia</a>
対象図書館	公立図書館

スペイン (EU)

導入年	1994 年
根拠法	2006 年に公立図書館を含む I P 法として改正。 Law 23/2006 modifying copyright law.  es177en(スペイン 著作権法) .pdf (別添 8)
算出方法	貸出し回数と利用者数に基づき算出。
市民権の有無	—
言語の要件	—
対象資料	書籍、オーディオビジュアル資料。
受給対象者	作家。
管理機関	募金団体：CEDRO <a href="https://www.cedro.org/">https://www.cedro.org/</a> 権限の種類（集団管理）：公的貸与による報酬の権利 <a href="https://www.cedro.org/Tipos-de-derechos">Tipos de derechos (cedro.org)</a>
対象図書館	公立図書館

スウェーデン (EU)

導入年	1954 年
根拠法	州令（1954 年）：State Decree(1954).
算出方法	貸出し回数により算出。
市民権の有無	スウェーデンにおいて著作するか、又はスウェーデンに永住している作家と翻訳家。
言語の要件	スウェーデンの永住権とスウェーデンで著作することを必須とするので、スウェーデン語が必要と思われる。
対象資料	参考文献を含む全ての書籍。
受給対象者	作家、イラストレーター、翻訳家。
管理機関	スウェーデン作家基金：Swedish Authors Fund(Sveriges Författarfond) <a href="https://www.svff.se/">https://www.svff.se/</a> 特別図書館報酬（特別著者報酬）： <a href="https://www.svff.se/">Sveriges författarfond (svff.se)</a> 特別図書館報酬は、課税対象であり、年金と病気のための給付である。
対象図書館	公立図書館

英国（英国連王）

導入年	1979 年
根拠法	公貸権法（1979 年）：Public Lending Right Act 1979(c.10)： <a href="https://legislation.gov.uk/public-lending-right-act-1979">Public Lending Right Act 1979 (legislation.gov.uk)</a> 関連法律として著作権法： Copyright, Designs and Patents Act 1988(c.48)： <a href="https://legislation.gov.uk/copyright-designs-and-patents-act-1988">Copyright, Designs and Patents Act 1988 (legislation.gov.uk)</a>
算出方法	貸出し回数に基づき算出。
市民権の有無	国籍は問わず EEA に居住している者。
言語の要件	—
対象資料	<p>書籍、2010 年よりオーディオとある種の e-book が加わる。2017 年からは、法改正によりすべての e-book に拡張した。</p> <p>Digital Economy Act 2010(c.24)に、公貸権（43 条）が規定された。この法律の目的は、公貸権の対象資料に、印刷図書に加えてオーディオブック及び e-book を含めることと、著作権法 40 条の A の公貸権実施計画中の書籍に対する制限をオーディオブックと e-book まで対象を広げることなどである。</p> <p>2017 年に Digital Economy Act 2010(c.24)は全面改訂され、Digital Economy Act 2017(c.30)となった。公貸権に関する条文は、43 条から 31 条に変更になった。DEA<sup>v</sup>2010 の 43 条の内容は、Public Lending Right Act 1979(c.10)の条文に組み込まれたため、DEA2017 の 31 条の目的は、Public Lending Right Act 1979(c.10)の 5 条(2) と CDPA<sup>vi</sup>の 40 条の A の条文を具体的に改正することである。CDPA の 40 条の A では、e-book とオーディオブックについては、図書館により適法に入手された図書の貸出しと同様に扱う旨を規定した。</p> <p>固定物ではない e-book とオーディオブックの「貸出し」については”lent out”として、Public Lending Right Act 1979(c.10)の 5 条(2)と CDPA の 40 条の A の(1A)(d)において、引用又は定義として規定されている。</p>
受給対象者	作家、イラストレーター、編集者/コンパイラー、翻訳家、脚色家、演出家、オーディオブックの語り手。
管理機関	British Library： <a href="https://www.bl.uk/plr">https://www.bl.uk/plr</a>
対象図書館	公立図書館

<sup>i</sup> PLR International(<http://plrinternational.com/established>)を基に作成。PLR International

---

に記載があるサイトで、アクセスできなかったものは除いている。

ii 英国連邦王国は、コモンウェルス・レルム(Commonwealth realm)と呼ばれる。コモンウェルス加盟国のうち君主としてエリザベス女王を自国の君主としている、個々の独立した主権国家である。2020年時点でイギリスを含めて16か国が存在する。

コモンウェルスの起源は、英国の旧帝国から来ている。連邦の多くは、歴史的に和解、征服及び割譲などにより、様々な時期に英国の支配下にあった領土である。独立を達成したインドは、共和国になることを望んでいたが、まだ連邦内に留まりたいと決めた最初の国であった。この目的を調整するために、1949年のロンドン宣言は、ジョージ6世を連邦の首長として認めた。ジョージ6世の死後、エリザベス女王2世を認めることとした。コモンウェルスは、現在54の独立国の自発的な連合である。

<https://www.royal.uk/commonwealth>

なお、英国連邦国で、公貸権を導入しようと検討している又は興味がある国として、マラウイとシエラレオネがある。

iii 南 亮一「IXイスラエルの公貸権制度」『公貸権制度に関する調査・研究 公貸権委員会』(社)著作権情報センター附属著作権研究所、2005年3月、87-88頁。

iv 組原 洋「EUの中のオランダの公共図書館」(『沖縄大学方形学部紀要』4号、2004年3月31日)22頁。

v Digital Economy Act の頭文字をとって略している。

vi Copyright, Designs and Patents Act 1988(c.48) の頭文字をとって略している。

[Copyright, Designs and Patents Act 1988 \(legislation.gov.uk\)](https://legislation.gov.uk/ukpga/1988/c48)